

岩手県告示第125号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の規定により、次のとおり収用の手続の開始をする旨起業者岩手県から申立てがあった。

平成26年2月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 事業の種類 鵜住居地区海岸片岸地先海岸改修工事並びに二級河川鵜住居川水系鵜住居川改修工事（鵜住居川水門）（岩手県釜石市片岸町第8地割地内から同市鵜住居町第18地割地内まで）及びこれに伴う市道付替工事
- 2 収用の手続を開始する起業地 岩手県釜石市片岸町第6地割及び第8地割の起業地の各一部並びに第7地割地内
- 3 収用の手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所 釜石市役所